

### 第3回 檜葉町除染検証委員会 ご確認・ご検討いただきたい事項

#### ◆前回委員会以降の検討状況（確認）

1) 前回委員会の資料にあった、8項目の答申骨子（案）ごとに、これまで委員会席上で提出された関係機関（環境省、町等）からのデータ、各委員からのレポート等から「現状評価と今後の対応」を分類整理。

⇒メールにて各委員よりご意見をいただいた（ご意見とその対応は **資料5** のとおり）。

2) メールでの委員ご意見に基づき、事務局にて検討し、上記1) 修正。加えて、「現状評価と今後の対応」について、「①現状」「②評価」「③今後の対応」の3段階で記載することとし、「②評価」部分をこれまでの委員会議事録、各委員レポートより抽出・加筆。

⇒ **資料6** のとおり。

#### ◆今後の要検討事項

1) **資料6**に記載の「②評価」について、委員会全体としての評価であることを確認。必要に応じて加筆・修正。

2) 檜葉町帰町計画（案）に記載されている「帰町判断の考慮要件」のうち、当委員会の評価に基づき町が判断する項目（下記）について、委員会としての評価を検討・とりまとめ。

3) 最終的に、「8項目の提言」と「考慮要件に対する委員会としての評価」とを報告書としてとりまとめ、町へ提出。⇒目次案は **資料7** のとおり。

#### 【帰町判断の考慮要件】除染検証委員会関連部分

考慮すべき要件		要件の具体的内容の説明	帰町判断時に充足されているべき要件
安全の確保	除染の効果	住宅除染が終了し、その結果、居住環境において、十分線量が低下しており、今後、現在の水準を超える可能性が極めて低いと見込まれること（今後、さらなる除染が必要な箇所が生じた場合、その必要な体制整備の目的が立っていること）	
	除染廃棄物等の管理体制	仮置場の安全性が確保されるとともに、移送の目的が立っていること	
	放射線モニタリングの実施体制	継続的モニタリングの実施及び公表の体制が整備されていること	
		食品等の放射線測定が整備されていること	
放射線影響への対応体制	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査など、町民の健康管理体制が整備されていること		
	町民が放射線に対する知識を持ち、低線量下での生活における対処方法を理解するための取組を実施していること		

※注1) 檜葉町復興計画（第二次）では、「帰町判断」の時期を「平成26年春」としている。

※注2) 「帰町判断」は、その時から帰町を開始するという意味ではなく、「いつから帰町を開始するか」を決定する（もしくは判断を延期する）という意味。例えば、平成26年春の帰町判断で「平成27年春に帰町を開始」とすることもあり得る。

◆本日ご議論・ご検討いただきたい事項

1) 以下の2点について、ご議論・ご検討いただきたい。

a) 資料6の「②評価」について、委員会としての評価であることを検討・確認

b) 「帰町計画の考慮要件」に対する、委員会としての評価

⇒このため、資料8として、これまで「8項目の提言」別になっていた「①現状」「②評価」

「③今後の対応」を「帰町判断の考慮要件」ごとに再整理した（内容は資料6と同じ）。

この資料をもとに、上記の a) b) を併せてご検討いただきたい。

2) 報告書目次（案）についてご検討いただきたい。